

国民健康保険税の年税額の計算例

【7割軽減該当世帯の場合】

【例】

○加入者：世帯主（27歳）・子（4歳）

○給与収入：980,000円（給与所得330,000円）

※給与収入を所得金額に換算すると、330,000円になります。

【軽減判定の計算】

軽減判定所得（世帯の合計所得金額）＝**330,000円**

・7割軽減判定の基準＝所得330,000円以下

※軽減判定区分が7割軽減に該当し、**均等割額と平等割額が「7割軽減」**となります。

① 医療分の計算

○所得割 $(330,000円 - 330,000円) \times 6.80\% = 0円$

○均等割 $(18,500円 \times 2人) - (18,500円 \times 2人 \times 70\%) = 11,100円$

○平等割 $30,000円 - (30,000円 \times 70\%) = 9,000円$

○小計 $0円 + 11,100円 + 9,000円 = 20,100円$ （百円未満切捨）

＝20,100円（医療分）

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 $(330,000円 - 330,000円) \times 1.70\% = 0円$

○均等割 $(7,000円 \times 2人) - (7,000円 \times 2人 \times 70\%) = 4,200円$

○小計 $0円 + 4,200円 = 4,200円$ （百円未満切捨）

＝4,200円（後期高齢者支援金分）

③ 介護保険分の計算

世帯員全員が40歳未満のため、介護保険分の課税はありません。 **0円**

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①＋②＋③＝20,100円＋4,200円＋0円） **＝ 24,300円**

国民健康保険税の年税額の計算例

【2割軽減該当世帯の場合】

【例】

○加入者：世帯主（63歳）・妻（58歳）・子（19歳）

○年金収入：夫 2,200,000 円（年金の雑所得 1,275,000 円）

○所得無し：妻・子 0 円

※年金収入を所得金額に換算すると、1,275,000 円の額になります。

【軽減判定の計算】

軽減判定所得（世帯の合計所得金額）＝1,275,000 円

・ 7 割軽減判定の基準＝所得 330,000 円以下

・ 5 割軽減判定の基準＝285,000 円×国保加入者数+330,000 円＝所得 1,185,000 円以下

・ 2 割軽減判定の基準＝520,000 円×国保加入者数+330,000 円＝所得 1,890,000 円以下

※軽減判定区分が 2 割軽減に該当し、均等割額と平等割額が「2 割軽減」となります。

① 医療分の計算

○所得割 夫 $(1,275,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 6.80\% = 64,260 \text{ 円}$

○均等割 $(18,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (18,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times 20\%) = 44,400 \text{ 円}$

○平等割 $30,000 \text{ 円} - (30,000 \text{ 円} \times 20\%) = 24,000 \text{ 円}$

○小計 $64,260 \text{ 円} + 44,400 \text{ 円} + 24,000 \text{ 円} = 132,660 \text{ 円}$ （百円未満切捨）
＝132,600 円（医療分）

② 後期高齢者支援分の計算

○所得割 夫 $(1,275,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 1.70\% = 16,065 \text{ 円}$

○均等割 $(7,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) - (7,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times 20\%) = 16,800 \text{ 円}$

○小計 $16,065 \text{ 円} + 16,800 \text{ 円} = 32,865 \text{ 円}$ （百円未満切捨）
＝32,800 円（後期高齢者支援分）

③ 介護保険分の計算

○所得割 夫 $(1,275,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円}) \times 1.50\% = 14,175 \text{ 円}$

○均等割 $(12,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人}) - (12,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 20\%) = 19,200 \text{ 円}$

※40歳未満の方の介護保険分の課税はありません。

○小計 $14,175 \text{ 円} + 19,200 \text{ 円} = 33,375$ （百円未満切捨）
＝33,300 円（介護保険分）

◎国民健康保険税額合計

（年税額：①+②+③＝132,600 円＋32,800 円＋33,300 円）＝ 198,700 円